

綾瀬市警防調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市警防規程（平成4年綾瀬市消防本部訓令第5号）第11条第2項の規定に基づき、警防調査（以下「調査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の種類)

第2条 調査は、警防調査対象物基準表（別表）に定めるものについて実施するものとする。

(関係者の承諾)

第3条 調査を実施する時は、あらかじめ電話等によって関係者の承諾を得なければならない。

(現場措置)

第4条 調査実施時において、警防活動上支障となる異常を発見したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、関係機関等にその内容を報告するものとする。

(報告)

第5条 調査を実施した者は、警防調査報告書（第1号様式）に消防対象物調査表（第2号様式）又は消防活動困難地域調査表（第3号様式）を添えて署長に報告しなければならない。

2 前項に基づく報告以降、調査した内容に変更等が生じた場合は、報告書の訂正を行うものとする。この場合において、必要に応じて再調査を実施し、前項の規定に基づく報告を行うものとする。

(報告書の管理)

第6条 前条の規定に基づき作成した報告書は、災害活動等の資料とするため適正な管理を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

(綾瀬市警防調査実施要綱の廃止)

- 2 綾瀬市警防調査実施要綱（昭和63年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱施行の際、旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年1月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

警防調査対象物基準表

区 分	調 査 基 準
消 防 対 象 物	1 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1、（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で延べ面積500平方メートル以上のもの 2 前項に規定する防火対象物以外の防火対象物で延べ面積が3,000平方メートル以上のもの 3 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第20条第1項第1号に規定する著しく消火困難な製造所等及び指定数量の100倍以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う事業所 4 放射線施設のうち、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、放射線又は放射線同位元素を貯蔵、販売、廃棄、その他の取扱いを行う事業所 5 毒物劇物施設のうち、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条10第1項第5号及び第6号に該当する毒劇物を貯蔵し、又は取扱う事業所 6 高圧ガス施設のうち次のいずれかに該当する事業所 (1) 圧縮、液化その他の方法で処理することができる容積が1日100立方メートル以上である設備を使用して製造（容器充填も含む。）している事業所 (2) 1日の冷凍能力が20トン以上の設備を使用して冷凍のためのガスを圧縮又は液化して製造している事業所 (3) 容積が1,000立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵している事業所 7 3階建以上のもので、消防活動を行う地面から開口部までの高さが8メートル以上ではしご車の出動が必要な対象物 8 その他消防長が必要と認めるもの
消 防 活 動 困 難 地 域	1 水利遠隔、道路狭あい、特殊地形等、消防活動に著しく支障をきたす地域 2 その他消防長が必要と認める地域

第 1 号様式（第 5 条関係）	
警 防 調 査 報 告 書	
年 月 日	
綾瀬市消防署長 殿	
担当 職 氏名	
警防調査の結果を次のとおり報告します。	
調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 の 種 別	
所 在 地	
名 称	
調 査 概 要	別紙 調査表のとおり
随行の調査員	
職 ・ 氏 名	

消 防 対 象 物 調 査 表

管理番号	—			作成日	年 月 日		
名称							
所在地					業務内容		
建物	構 造	階 層	建 築 面 積		延 べ 面 積		
		/	m ²		m ²		
緊急連絡先	役職氏名				電話		
	役職氏名				電話		
警備会社	会社名			電話		時間	
区分							
	品 名		数 量		保管方法	中和剤	そ の 他
			貯蔵：				
			取扱：				
	品 名		数 量		保管方法	中和剤	そ の 他
			貯蔵：				
			取扱：				
	品 名		数 量		保管方法	中和剤	そ の 他
			貯蔵：				
			取扱：				
梯子車架梯位置	東			南			EV設置
	西			北			
消有防効設的備な							
活動上の留意事項							

第 2 号様式（第 5 条関係） その 2

		管理番号	—	
		作成日		
		年 月 日		
		凡 例		
		区 分	色	記 号
		単位 / メートル		m
		公設消火栓 (地下)	赤	◎ (番号)
		防 火 水 槽	赤	□ (番号)
		採 水 口	赤	○採水
		送 水 口	赤	○送水
		放水口	双口	○双放水
			単口	○単放水
		水圧シャッター	赤	○水圧
		自火報受信機	赤	○受信機
		スプリンクラー 送 水 口	赤	○SP送水
		特殊 消防 対象	危険物	赤
放射線	赤		○放射線	
毒劇物	赤		○毒劇物	
高压ガス	赤		○高压ガス	
指定可燃物	赤		○指定可	
少量危険物	赤	○少危物		
走行経路	青			
消防用 活動空地	青			
はしご車 部署位置	橙			
架てい 障害箇所	赤			
架線	緑			
名 称		図 面		

第3号様式（第5条関係）				
消 防 活 動 困 難 地 域 調 査 表				
管理番号	—		作成日	年 月 日
活動困難理由				
具 体 的 な 容 内				
対 象 地 域				
目 標				
活動困難地域図				
※1 活動困難地域図中に周囲の目標等を適宜記入し、所在の位置関係を明確にすること。 2 活動困難地域図は、必要に応じて別図を作成しても可とする。				